

株式会社いすゞ北海道試験場 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月31日までの 5年間
2. 内容

目標1：有期契約労働者を含む全社員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間15日とする。

<対策>

- 令和 2年 4月～ 月次の会議にて各部署の取得進捗を報告する
(進捗が進んでなければ取得を働きかける)

目標2：育児による休職、就業制限、在宅勤務等に関する規定を 対象社員へ周知及び普及を図る。

<対策>

- 令和 2年 8月～ 社内データベースの有効活用で、育児対象社員へ制度の閲覧を容易にすると共に普及の推進を図る